

# 「アナログ規制の見直しに伴う 関係条例の整備素案について」

ご意見をお寄せください

## 意見募集（パブリックコメント）

### 市民のみなさんへ

本市では、DX推進計画を策定し、人口減少・少子高齢化による担い手不足や多様化する住民ニーズへ対応するため、手続きのオンライン化をはじめ、様々なデジタル化の取り組みを進めています。

現在、条例等に人や書面の介在を前提とするアナログ的な手法を規定するいわゆる「アナログ規制」の見直しを進めており、今後、市民のみなさんのご意見を参考にさせていただきながら、関係条例の整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご意見をお寄せください。

#### 意見等の募集期間

令和8年3月16日（月）～令和8年4月24日（金）[当日消印有効]

#### 意見等の提出方法

ご意見等の提出の際は、別紙の記入用紙（任意の用紙でも結構です。）に住所、氏名（法人または団体等の場合は所在地及び法人名等）、電話番号、素案に対するご意見等をご記入のうえ、郵便、ファックス、電子メール、電子申請又は直接持参での提出をお願いいたします（郵送の場合は、備え付けの封筒をご利用ください。[送料不要]）。

#### 提出先

〈郵送・持参〉 〒892-8677  
鹿児島市山下町11番1号  
東別館10階  
鹿児島市役所 デジタル戦略推進課

〈ファックス〉 099-216-1117

〈電子メール〉 digital@city.kagoshima.lg.jp

電子申請システムはこちら↓



※ご意見等は、鹿児島市役所ホームページの電子申請システムからも提出できます。  
(裏面につづきます。→)

## 意見等の提出に際しての留意事項

### (1) 対象となる方

- ① 本市内に住所を有する方
- ② 本市内に通勤・通学する方
- ③ 本市内に事務所又は事業所を有する方

### (2) 意見提出時の留意事項

- ① 住所、氏名及び連絡先を必ず記載してください。住所が市外の場合は、市内に通勤・通学、市内に事務所又は事業所を有する旨を記載してください。
- ② 電話や口頭による意見提出は受付できませんので、文書で提出してください。
- ③ 匿名の場合は、書面で提出されても受付できません。
- ④ 期限を過ぎて提出されたご意見等は、パブリックコメント手続きによる意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。

## お寄せいただいた意見等の取扱い

- (1) お寄せいただいたご意見等につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見等に対する検討結果を市のホームページ、市政情報コーナー（みなと大通り別館1階）等で公表いたします。  
なお、提出された個々のご意見への回答をご希望の方は直接お問い合わせください。
- (2) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

## お問い合わせ先

鹿児島市 デジタル戦略推進課  
電 話 099-216-1115（直通）  
ファックス 099-216-1117  
電子メール digital@city.kagoshima.lg.jp

# アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備素案について

## 1. 経緯・目的

本市では、DX推進計画を策定し、人口減少・少子高齢化による担い手不足や多様化する住民ニーズへ対応するため、手続のオンライン化をはじめ、様々なデジタル化の取り組みを進めています。

令和5年6月にデジタル規制改革推進の一括法が公布され、国においては、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、関係法令等について所要の規定の整備が行われています。

これを踏まえ、現在、本市の条例・規則等におけるアナログ規制の見直しを進めており、この度、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備を行うこととしました。

本市においては下記の表に記載した項目で条例・規則等について、必要な見直しを行います。

「アナログ規制」とは、法律・条例をはじめとする社会制度やルールで規定される、人や書面の介在を前提とするアナログ的な手法のことで、デジタル技術が社会に浸透する以前に確立され、社会全体の「デジタル化」や「合理化」を阻害する一因とされています。

規制項目	内容	〈国の一括見直しプランに掲げられている改革の効果〉			
目視規制・ 実地監査規制	現地に赴き目視での検査等を求める規制	人出不足の解消 ・ 生産性の向上	▶	業務が合理化されることによる、 人出不足の解消・ 生産性の向上	<p>○目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制の見直し ・遠隔技術やAIが活用できるようになり、<b>時間を大幅に短縮でき、安全性も向上</b> ・常時・遠隔で監視ができるようになり、<b>安全性と効率性が向上</b></p> <p>○常駐・専任規制の見直し ・テレワークが可能になり、<b>働き方の選択肢が拡大</b> ・複数事業所の兼任が可能になり、<b>人出不足の解消に貢献</b></p> <p>○対面講習規制、書面揭示規制、書面規制、往訪閲覧・縦覧規制の見直し ・講習の受講、必要な情報の確認がいつでもどこでも可能になり、<b>利便性が向上</b></p> <p>○FD等の記録媒体規制の見直し ・申請等を行う側において<b>オンライン提出</b>により<b>テレワークが可能</b>になるほか、<b>行政事務の合理化にも寄与</b></p>
定期検査・ 点検規制	一定の頻度での検査・測定等を求める規制			行政の在り方の 変革	
常駐・専任規 制	現場への常駐・専任を求める規制	経済成長	▶	幅広い業界における デジタル化が進むこと による、 <b>経済の成長</b>	
対面講習規制	資格等の講習の対面での受講を求める規制			スタートアップ 等の勃興 ・ 成長産業の創出	
書面揭示規制	公的証明書等の特定の場所への掲示を求める規制	スタートアップ 等の勃興 ・ 成長産業の創出	▶		
往訪閲覧・ 縦覧規制	公的情報の閲覧等にあたり訪問を求める規制				
FD等の記録 媒体規制	手続等に必要電子データ等について特定の記録媒体により提出することを求める規制				
書面規制 (制限有)	申請・届出等に書類の作成や提出を求める規制				

## 2. 書面規制・書面掲示規制の見直し

点検の結果、現在でもデジタル技術の活用を可能としている規定もある一方で、アナログの手法しか認められていない書面規制・書面掲示規制があることから、以下の条例を改正し、デジタル技術の活用を可能とします。

なお、利便性やデジタル技術に馴染みのない方への配慮の観点から、アナログの手法についても併用します。

### 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正

市の機関等の事務に係る申請・届出その他の手続きをオンライン等により行う場合の必要な事項は「鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に規定しています。

#### 【改正の内容】

個別の条例規則等で添付資料が必要とされている場合に、必要な情報をマイナンバーカードやシステム連携により入手・参照できる場合は添付書類を省略できるよう、規定を加えます。



#### 【省略できる添付書類の例】

- ・住民票の写し、
- ・住民票記載事項証明書
- ・登記事項証明書 等

### 書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネット(市のホームページ等)による閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、市民の皆さんの負担軽減を図ります。

#### 【現行】

条例の公布や、公示送達(※1)等の書面を掲示場に掲示



#### 【改正後】

インターネット(市のホームページ)による公表を想定



掲示場に掲示(※2)



又は事務所に設置したパソコン画面での表示



#### 改正予定の条例一覧

鹿児島市公告式条例
鹿児島市公園条例
鹿児島市屋外広告物条例
鹿児島市行政手続条例
鹿児島市職員に対する退職手当に関する条例
鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例
鹿児島市消費生活条例
鹿児島市環境保全条例
鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例
鹿児島市法定外公共物管理条例
鹿児島市宅地開発等に関する条例
鹿児島市景観条例
鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例

(※1)行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示(公示)をする制度

(※2)利便性や、デジタル技術に馴染みがでない方への配慮の観点から、引き続き掲示場に掲示

### 3. FD等の記録媒体規制の見直し

申請・届出等において、特定の記録媒体の使用を定める規定について、手続のオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、本市の条例において「磁気ディスク」、「シー・ディー・ロム」といった記録媒体の使用を定めるものについて、所要の改正を行います。

#### FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正

新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、特定の記録媒体の使用に限定しない規定とすることによって、クラウドサービスの利用など、情報通信技術の進展に合わせて、より便利な手段を選択することができるようになります。

#### 【現行】

磁気ディスクなどの特定の記録媒体の使用に限定

#### 【改正後】

情報通信技術の進展に合わせて、より便利な手段を選択できる(※3)



(※3)クラウドサービスの利用など、実際に新たな技術を活用する判断は施設ごとに行うものであり、これまで通り書面や記録媒体による文書の交付を妨げるものではありません。

#### 改正予定の条例一覧

鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

鹿児島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

### 4. 今後のスケジュール

パブリックコメント手続の実施後、意見の集約・反映の検討等を行い、令和8年第3回市議会定例会に条例案を提出する予定。

## (参考)その他の規制の見直し

関係条例の整備を行うもののほか、目視規制や常駐・専任規制などについても、見直しが必要なものについては、規則等の改正、運用の見直しや通知の発出等による解釈の明確化によってデジタル化の促進を図ります。

### 【見直しの例】

#### ●目視規制

実地での立会検査の実施を求めているものについて、立会においてオンライン会議システム等の活用を許容する運用とする。



#### ●常駐・専任規制

事業所ごとに技術者等の専任を求めているものについて、複数の事業所の兼任を可能とする。



#### ●定期検査・点検規制

一定の頻度での検査・測定等を求めているものについて、検査周期の一部延長や、結果報告のオンライン化を可能とする。



#### ●対面講習規制

対面・実地での講習会の参加を求めているものについて、オンライン受講が可能な運用とする。



#### ●往訪問覧・縦覧規制

公的情報の閲覧等にあたり訪問を求めているものについて、インターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とする。

